

日本共産党の山本伸裕です。

議案1号、今年度一般会計補正予算案についてであります。新型コロナウイルス感染症への対応分、および感染症対応下であっても着実な実施が必要な県民の安全・安心に資する事業を中心に計上した、との説明であります。私は一般質問でも申し上げましたが、新たな感染拡大の波に備えて検査や医療支援の抜本的拡充、教職員の増員や県民・事業者への継続的連続的支援が必要であり、そのためにも国の臨時交付金の枠内の対策予算にとどまらず、大幅な増額が必要であると訴えるものであります。そのためにも不要不急の大型事業をストップさせ、予算をコロナ対策にまわすなどの組み換えを求めます。一方、すでに国の第二次補正予算の成立を受けて、早くも追加の補正予算を議会に提案しようという自治体もでております。熊本県は一步先んじた支援をやっていると、繰り返しアピールしておられるわけですから、本日で6月定例の議会は閉会されますけれども、急いで新たな支援策の拡充を具体化した、追加の補正予算を編成し、提示していただくよう求めるものであります。合わせて、コロナ対策に便乗してマイナンバーの利用を推奨する政府の動きがありますが、今回国からの給付金支給において混乱を拡大した大きな要因の一つは、国民的利用が進んでいないマイナンバーカードをこの機に無理やり普及させようとしたからであります。今回、補正予算の中にもマイナンバーカードを活用した環境整備に要する経費が計上されておりますが、マイナンバーに頼らず、一刻も早く必要な支援を必要としている人に届けるということを最優先にした仕組みこそ考えるべきであります。

次に議案12号、熊本県部落差別の解消の推進に関する条例制定の提案に抗議し、廃案にするよう強く求めるものであります。

本条例の目的は、2016年に制定された部落差別の解消の推進に関する法律（以下、ここでは解消法と呼びます）をふまえ、部落差別のない社会を実現することである、と強調しています。しかしこの解消法自体が、逆に部落問題の解決を妨げるものである、とまず指摘しなければなりません。

1969年に同和対策特別措置法が施行されて以降、2002年3月までの33年間に渡り、国と地方あわせて約16兆円という膨大な予算が同和行政に費やされました。それまで同和地区に住む方々が経済的・社会的・文化的に低位に置かれていた状況は、他地区と遜色ないまでに環境改善が進みました。やがて、同和地区に対する必要以上の特別な施策を続けることは、逆に新たな差別意識を生み出すことにつながるとして、いわゆる同和行政は終了し、もし貧困や環境整備についての格差が残っているとすれば、それは一般行政として、それを必要とするすべての住民を対象に行う、という流れへと移行したのであります。

同和行政の終了が求められることとなったもう一つの側面があります。それは民間運動団体による行き過ぎた言動によって、部落差別の解消が阻害され、固定化されようとしてきた歴史的事実であります。1986年に政府が設置した地域改善対策協議会がまとめた意見具申は、そのことを痛烈に指摘しています。「第1に、国および地方公共団体は、民間運動団体の威圧的な態度に押し切られて、不適切な行政運営をおこなうという傾向が見られる。また周辺地域との一体性や一般対策との均衡を欠いた事業の実施は、新たにねたみ意識を各地で表面化させている。第2、同和関係者を過度に優遇するような施策の実施は、むしろ同和関係者の自立、向上を阻害する面を持っているとともに、国民に不公平感を招来している。第3、民間運動団体の行き過ぎた言動に由来する同和問題は怖い問題であり、避けたほうが良いとの意識を発生させ、この問題に対する新たな差別意識を生む要因となっている。同時にまた、えせ同和行為の横行の背景となっている。第4、

同和問題について自由な意見交換ができる環境がない事は、差別意識の解消を妨げている決定的な要因となっている。民間運動団体の行き過ぎた言動が、同和問題に関する自由な意見交換を阻害している」と。

こうした声が高まるも、同和行政は終了しました。ところが歴史的な役割を終えたはずの同和行政の復活を企図し、4年前に解消法が策定されたのであります。国会では賛成多数で成立しましたが、しかしながら衆参それぞれで異例ともいべき付帯決議が採択されました。それは、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等が、部落差別の解消を阻害していた要因となっていたという事実を認定し、教育および啓発も、あるいは部落差別の実態にかかる調査についても、その運用によっては、新たな差別を生むものになってしまいかねない、という危険性を指摘した内容であります。部落差別の解消をうたった法律であるのに、逆にこの解消法によって新たな部落差別を生み出す危険が生じる、と付帯決議では指摘しているのであります。

しかしながら今回提案されている条例案は、意見具申や付帯決議で警鐘乱打された危険性についてなんらの検討もありません。そもそもこの条例には、部落差別とは何かという定義が示されておりません。一体何が部落差別に当たるのか、その判断をだれがやるのか、まったく不明瞭であります。先ほどの意見具申では、以下のように指摘しています。「何が差別かということ民間運動団体が主観的な立場から恣意的に判断し、抗議行動の可能性をほのめかしつつ、些細なことにも抗議することは、同和問題の言論について国民に警戒心を植え付け、この問題に対する意見の表明を抑制してしまう」と。この警告を真摯に踏まえるべきではないでしょうか。

さらに本条例では、具体的に何を行なうのかというと、地域の実情に応じた施策を講じる。相談体制の充実、教育および啓発、とあります。条例の根拠となっている国の解消法は予算措置のない理念法であります。しかしこの条例が成立することになれば、地域の実情に応じた施策、相談体制の構築、教育および啓発が予算措置をとらなるとなると実行されていく根拠が作られることとなります。まさに様々な弊害を生み出す中で廃止されたはずの同和行政・同和対策が息を吹き返すことにつながっていくのではありませんか。

もちろん、部落差別というものが存在してはならないということも言うまでもありません。こうした認識は、現代において圧倒的多数の県民に共有されているのではないのでしょうか。旧同和地区の住民をあからさまに侮蔑したり、忌避するような態度をとることは恥ずべきことであるという認識は、市民社会の常識として、深く根付いていると私は思います。もちろん何らかの偏見や誤解から、差別的な言動を取る人も、時には出てくるかもしれません。インターネット上に心無い書き込みがあったりするかもしれません。しかしそれは、解消法のような法律がなくても、差別解消の条例制定を待たずとも、市民間の相互批判によって解決していけるところまで私達の社会は発展してきているのではないのでしょうか。法律や条例の制定は返って逆効果となり、むしろ多くの弊害を生み出しかねない事は、これまでの歴史を振り返って考えても明らかではないのでしょうか。全国的にも条例制定は進んでおりませんが、そうした中で熊本県が今回条例案を提案してきたことは、極めて残念であります。廃案にされるよう訴えるものであります。

請第17号、最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度を求める請願であります。不採択とせず採択すべきであると考えます。

いまコロナ禍のもとで個人請負の出前配達、ウーバーイーツなど雇用によらない働き方や、労働規制が及びづらい働き方が増えています。雇用調整助成金は賃金に基づき助成されますが、非正規雇用労働者の多くは最賃近傍の実態にあり、コロナ禍のような災害発生時には、休業手当だけでは生活できなくなります。

健康で文化的な最低限度の生活が営める賃金の仕組みに変えていくことが必要であります。請願の採択を求め、討論を終わります。